

1 令和7年度 新潟市就学援助事業期別支給額

支給費目		支給額 (単位:円)					
		小学校			中学校		
		第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回
学用品費 通学用品費 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1年生	5,513	4,410	<b>3,307</b>	10,433	8,347	<b>6,260</b>
	2年生	6,458	5,167	<b>3,875</b>	11,379	9,104	<b>6,827</b>
PTA会費		1,438	1,150	<b>862</b>	1,775	1,420	<b>1,065</b>
生徒会費					2,313	1,850	<b>1,387</b>
市独自奨励費		1,667	1,333	<b>1,000</b>	1,667	1,333	<b>1,000</b>
卒業アルバム代 (卒業学年のみ対象)		4,583	3,667	<b>2,750</b>	4,167	3,333	<b>2,500</b>
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		—	<b>3,690 (上限額) (いずれかの回で一括)</b>		—	<b>6,210 (上限額) (いずれかの回で一括)</b>	
新入学生徒 学用品費	6年生	—	—	<b>63,000</b>			
修学旅行費		<b>実績額 (いずれかの回で一括)</b>			<b>実績額 (いずれかの回で一括)</b>		
学校給食費		実績額	実績額	<b>実績額</b>	実績額	実績額	<b>実績額</b>
物価高騰対策に係る 学用品費		<b>階層にかかわらず5,000 (初回支給回で支給)</b>			<b>階層にかかわらず5,000 (初回支給回で支給)</b>		

2 支給率について

- ◆ 第4階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.2倍超~1.3倍以下) の世帯  
→ 上記金額の25%を支給
- ◆ 第3階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.1倍超~1.2倍以下) の世帯  
→ 上記金額の50%を支給
- ◆ 第2階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.0倍超~1.1倍以下) の世帯  
→ 上記金額の75%を支給
- ◆ 第1階層 (世帯所得が生活保護基準額の1.0倍以下) の世帯  
→ 上記金額の100%を支給